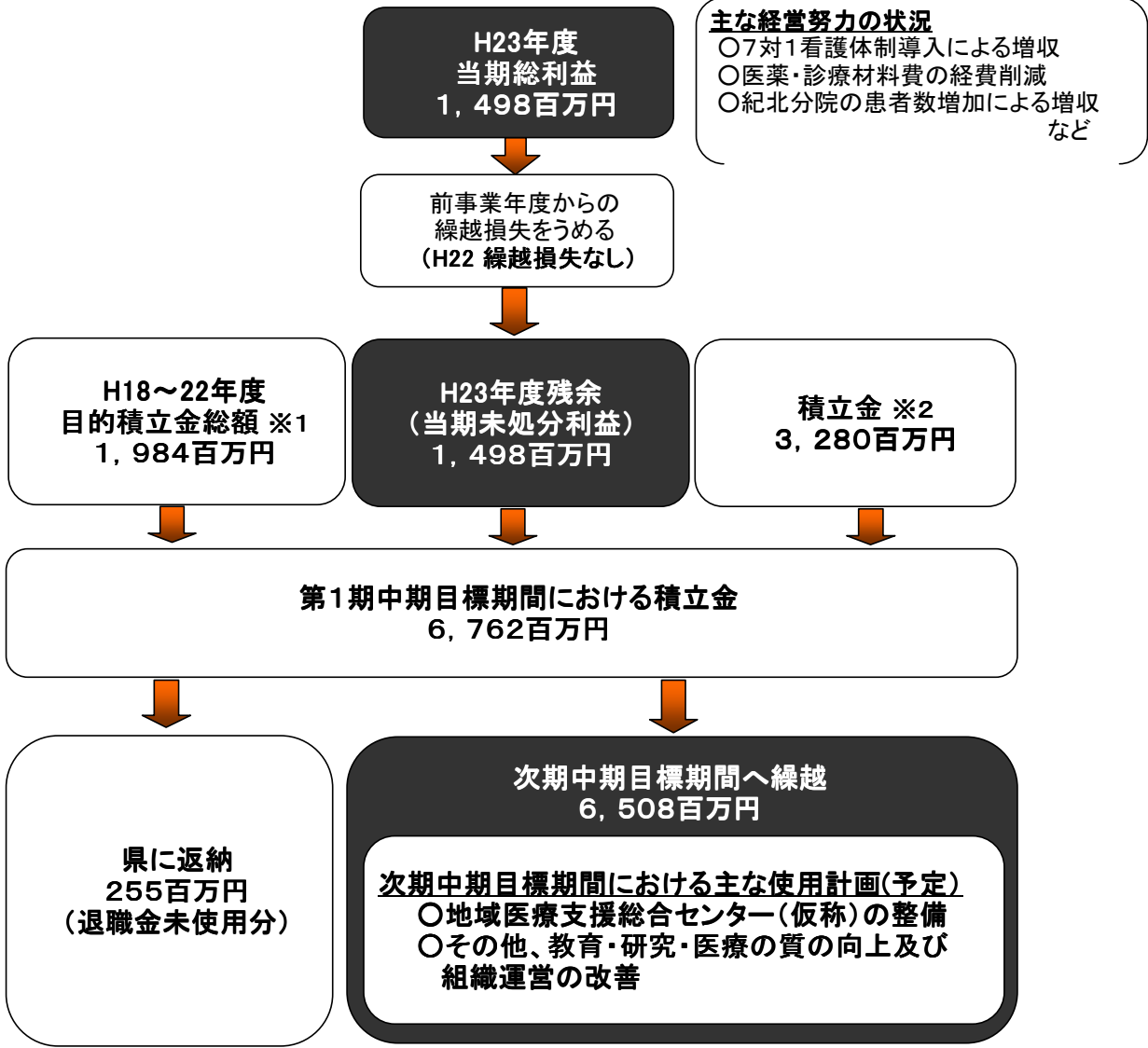


**第1期中期目標期間における積立金の承認について**

**地方独立行政法人法 第40条**

○中期目標期間終了時において、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設置団体の長の承認を受けて次期中期計画に定める業務の財源に充てることができる。  
 ○設立団体の長は、上記の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。



**主な経営努力の状況**  
 ○7対1看護体制導入による増収  
 ○医薬・診療材料費の経費削減  
 ○紀北分院の患者数増加による増収  
 など

※1 目的積立金：法人の毎年度の利益の内、経営努力によるもので、当期間中の教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充当することを知事が承認したもの。  
 ※2 積立金：独法化前の診療債権